

日本労働年鑑 第26集 1954年版
The Labour Year Book of Japan 1954

第三部 労働政策

第一編 サンフランシスコ条約の発効と行政協定の締結

第四章 再軍備の進展

自衛力漸増計画と戦力論

吉田首相は一月三十一日衆議院予算委員会で、警察予備隊を本年十月でうちきり、「防衛隊」を新設すると言明し、さらに三月二四日には同委員会において大橋国務大臣から「自衛力漸増計画」が次のとおり発表された。

一、人員＝今国会に予算案として提出している十一万については予算案の通り実施するが、これ以上の増員については今後の治安および財政事情を考慮して決定する。

一、編成＝増強される三万五千名をもって一方面総監部および直轄部隊の新設、管理補給諸部隊の増強ならびに学校等の整備に当てるといふ構想の下に準備を進めている。なおこの際特に学校を整備して現在の幹部の指揮能力および技能の向上を計るとともに幹部の養成に全力を注ぐ。

右のうち一万名をさらに増員することについては、総司令部から強い要望があった模様であり、そのために安全保障費を使用するよう指示されたことが伝えられた。

かくして、警察予備隊は平和条約発効を契機として実質上の軍隊としての力をさらに増大する勢いにあった。そのため第一三国会ではいわゆる「戦力論」がかっぱつにおこなわれた。その間、三月六日には参議院予算委員会で「自衛のための戦力は憲法第九条で禁じている戦力ではない」という発言があって大きな問題をなげかけたが、警察予備隊の任務等についておこなわれた質疑応答のうち、主要なものは次のとおりであった。

(一)二月二日衆議院法務委員会で木村国務大臣がおこなった答弁。

われわれの考えておるのは、日本の内地の治安の維持に必要な力は、どのくらいが相当か、それには今の警察予備隊程度であればよかろうかと考えておるのでありまして、政府としては再軍備をする意思は毛頭ないのでありますから、今いかなる兵力が憲法第九条第二項の戦力に該当するやいなやということは答弁の限りではないと思います。

(二)三月一日衆議院本会議における木村国務大臣の答弁。

総理はしばしば再軍備はしないということを申しておるのであります。再軍備をしないということは要するに戦力を持たないということでありまして、そこで、昨日参議院の予算総会におきまして、総理はあらためて、たとい自衛のためであっても、戦力を持つことは再軍備であるから、この場合には憲法の改正を要する、ということをお断言されたのであります。従って、自衛のためでも憲法第九条第二項の戦力を保持することはやらない、こういう趣旨にほかならないのであります。

そこで、戦力とは何ぞやということでありますが、私がしばしば申し上げました通り、戦力は一つの総合的の力である。戦争を遂行し得るに有効かつ適切な装備と編成を持たなければならぬ。これであります。そこで問題は、現在の警察予備隊がはたしてかような戦力に相当すべき編成と装備を持っておるかということであります。これは断じて持っていないのであります。しかして、この警察予備隊というものは、いわゆる警察の補助であります。あるいは外国の干渉、あるいは教唆によって内地に動乱が起った場合を予想いたしまして、これに対抗すべき一つの機構として警察予備隊を設けたのであります。従って、これの有する装備と編成その他は、決して軍力あるいは戦力というような程度に至らないものであります。この警察予備隊は、どこまでも内地治安確保のために設けられたものでありまして、外国との戦争のために設けたものでないということは明瞭であるのであります。(拍手)しかして、一たび外国から侵略を受けた場合にはどうするかと申しますと、これは個人が正当防衛権を有するがごとく、国家もまた正当防衛権を有するのであります。その場合には、国民はおそらくこの正当防衛権を行使するであります。警察予備隊もあるいはこれに参加するであります。その目的自体は、決して外国と戦争するために設けられたものでなく、ただ内地治安確保のために設けたものでありますから、これは決して憲法第九条第二項の戦力に該当しないということを断言し得るのであります。(拍手)

(三)三月二四日参議院予算委員会昭和二七年度予算と憲法に関する小委員会で木村禧八郎委員に対して大橋国務大臣は次のように答えた。

解釈してよいかと仰せられますから、恐らく法規をそう解釈してよいかという、そういう御質問かと思いますが、法規は私は法文を基礎にして解釈すべきだと思います。従いまして警察予備隊の任務というものは法文によりますということと「わが国の平和と秩序を維持」するのである。こういうことが明らかに任務として謳われておるわけでございます。これは即ち国内の治安を守るということなのでございます。そこで只今国内治安とか、或いは外国関係の治安とか、そういう言葉を言われましたが、私は治安は一にして二ならず(笑声)即ち国内の治安というものは飽くまで一つであると思います。それは国内における国民の権利と自由が常に正しく法によって保護されておるという状態が治安だということだろうと思うのでございます。そこで御質問に関係いたして参ります点は、さような国内の治安が如何なる原因によって紊される場合があるかということになるのでございます。それは仰せのごとく三つに分けて考え得ると思います。第一は純然たる治安紊乱の原因が国内に存在する場合。第二には、純然として国外に存在する場合。これは明らかに不正なる外国の侵略行為だと思います。直接侵略だと思います。その間において中間的な準国外の原因というようなものがこの間接侵略であると思うのでございます。そこで警察予備隊とこれらのことに又帰って参りますと、警察予備隊は、国内の治安をどこまでも守ることが任務でございまして、如何なる原因によって治安が害された場合において国内治安を守るのであるかということについては、法文上何らの限定がいたしてありませんから、私はこれらの如何なる原因によっても国内治安が害された場合においても、それを回復するために警察予備隊の任務というものは当然働き得る余地があると思うのであります。但し実際上の問題となりますと……、以上は全く法律的な解釈でございます。実際上の問題になりますと、その装備實力というような点からおのおのから限界があるわけでありまして、又本来の任務というものの意味から言ってもおのおのから限界があるのでございますから純然たる国外に原因のある治安の紊乱に対しましては、一応駐留軍によってこれを保護してもらおうということが適當である。その場合において警察予備隊は補助的な役割を果し得る場面があると思います。それから第二の間接侵略即ち国外に準すべき原因というような場合におきまして、これが大規模になりますと、警察予備隊の實力から見まして到底これに対処し得ないという場合、そういう場合は当然政府は駐留軍に対して出動の要請をすることになるだろうと思うのであります。そのほかの場合におきましては、国内の警察なり或いは警察予備隊などが適宜に出動して処置し得るものは処置して行く、こういうふうを考えるべきじやなかろうか、こう考えます。

(四)三月二四日参議院予算委員会昭和二七年度予算と憲法に関する小委員会で岡本愛祐委員に対して大橋国務大臣は次のように答えた。

私どもの考えといたしましては、海上警備隊の装備というものを拡充をいたして参る、特に小口径の砲というようなものも必要に応じて装備をいたして行く。これは確かに戦力にあらざるものから戦力の方向に向って進んでおるのじゃないか、こういう御質問でございます。この点は誠に同感に存するわけでございます。そこで御質問といたしまして、それではこの傾向が漸次進んで参った場合には、やがて戦力になるであろう、その戦力になる境を示せと、こういう御質問でございますが、この戦力になる境というものは憲法上の一つの法律問題でございますが、私どもの考えといたしましては、絶えず戦力に近付けるような方向に向ってこの海上警備隊を無制限に拡充をいたして参るということは、これは考えておらないのでございます。私どもの考えといたしましては、現状は不十分でありますから、海上警備隊の任務として必要な範囲にまで装備を拡充いたして参る、この方向は自然、どちらかと言えば、戦力に近づく方向であることは間違いないことではございますが、併しそれにはおのずから限度が存在いたすわけでございまして、その限度は一つには警備隊の任務から来るところの必要の限度というものが、この拡充の一つの限界になって参ります。又如何に拡充ということが海上警備隊の任務から申しまして必要であるとしたしましても、なおもう一つ限界があるわけでございまして、それは憲法第九条第二項による限界でございます。従いましてたとえ海上警備隊として必要であると申しましても、それが非常に高度の武装をするということになりますと、これは戦力の段階に入る危険がある。従って憲法違反の虞れがありますから、たとえ任務遂行上必要なりということが仮にあったとしたしましてもその程度まで装備を拡充するということはこれは政府としてはとらざるところであるわけでございまして、ただ政府といたしましては海上警備の必要ということを基準にして警備隊の装備を決定する、そして現実にこの程度の装備をしなければならないという場合に、果してそれが戦力であるかどうかということ判断し、戦力であるという場合においては、それがたとえ警備上必要なりとしても、実施すべからざるものであるとこういうふうを考えるわけでございます。併しこれは理論上の見解を申上げたのでございまして、実際上の問題といたしましては、只今のところでは海上警備の必要からいって、そうした高度の装備まで必要とすることは先ず現実の問題としてはないものと考えておりますし、又仮に抽象的には必要であると申しましても、国の財政その他の点から申しましてその程度に至らしめるということは実行上において不可能であるところから申しまして、只今の見解といたしましては海上警備隊の装備というものが戦力の方向に向って進んでおることはこれを否定することはできませんが、併し戦力の段階に達するということは実際問題としてはないと、こういうふうを考えておる次第でございます。

(五)三月二九日衆議院内閣委員会。

(鈴木(義)委員)警察予備隊の増員の問題は重大でありますから一通り質疑を尽しておきたいと思うのであります。私はわざといやがらせに質問したり、あるいは陥穿を設けて質問をするのじゃないのでありまして、後日のために明らかにしておくことがわれわれの義務と考えますから、その趣旨で質問をいたすのであります。どうか率直に、簡単にお答えを願いたいと思います。

木村法務総裁などからはすでに他の委員会で見解の発表があったように承っておりますが、大橋国務大臣に承っておきたい。警察と軍隊とをどういう点で御区別になるかということがまず第一点であります。

(大橋国務大臣)警察と軍隊との区別ということでございますが、軍隊というものは、元来国の自衛または国際紛争の解決その他の必要に基きまして、国が戦争に訴えることがあるわけでありまして、これは国家の固有の権利であると存じますが、その戦争を目的といたしまして組織編成いたしました部隊がこれすなわち軍隊であると思っております。これに反しまして警察は、国内の治安を確保するということが第一義的な、直接的な目的となっておりますわけでございます。従いまして、その目的とするところの異なるに従いまして編成、装備等におきましてもおのずから差異があるのが実情であろうと存じます。

(鈴木(義)委員)それならば、装備についてはどの程度まで警察というものは持ち得るという御見解でございましょうか。

(大橋国務大臣)装備はおのずからその任務から考えまして必要な限度において持つということになると存じます。

(鈴木(義)委員)非常に抽象的ではっきりいたしませんか、たとえば大砲とか飛行機とか、そういうものもやはり警察としても持つ場合があり、必要があるとお考えでしょうか。

(大橋国務大臣)大砲にも大小いろいろありますし、飛行機にも、戦略爆撃に用いますよ
うなものから、偵察機、戦闘機等多種にわたっております。警察の任務、目的からいたし
まして、必要な場合におきましては、必要な程度のものを備えるということは、十分にあ
り得ることと考えます。

(鈴木(義)委員)現在の警察予備隊は、どの程度装備を持っていますでしょうか。

(大橋国務大臣)大体申し上げますと、現在警察予備隊といたしましては、小銃――この
小銃はカービン銃及びライフル銃ということに相なっております。それから自動拳銃、短
機関銃、ブローニング自動銃、ブローニング機関銃、ブローニング機関銃は各種の様式
のものがああります、それからブローニング重機関銃――重銃身の機関銃であります。そ
れからロケット弾発射機、迫撃砲、こうしたものを備えております。

(鈴木(義)委員)将来もっと装備を強化するというようなことを承っておりますが、そういう御予
定があるのでありましようか。

(大橋国務大臣)将来の装備につきましては、なお予備隊本部といたしまして研究いたし
ておるところでございます、ただいままで具体的に決定をいたしました計画は持ち合せてお
りません。

(鈴木(義)委員)次に憲法第九条にいう戦力であります、ただいまお述べになった程
度の警察予備隊は、憲法第九条にいう戦力という概念の中に入るのではないかとわれ
われは考えるのでありますが、その点の政府の御見解を承りたい。

(大橋国務大臣)警察予備隊の目的、またその範囲内において現在装備をいたしておる
わけでございます、この程度のものは憲法上の戦力に該当しないというのが、政府の
見解でございます。

(鈴木(義)委員)そこで安全保障条約によると、アメリカの軍隊がしばらく日本の安全を
保障する、そして日本もまた防衛力を持つ。そしてだんだんその防衛力を漸増すること
によって、アメリカの軍隊が駐留することを減らして行くということが予想されておるよう
であります、そうであるとすれば、今やっておる警察予備隊をこの安全保障条約の予
想する防衛力、こう考えてよろしいですか。

(大橋国務大臣)国の防衛につきまして、直接にこれを目的として組織されますものは、
私はこれは軍隊でなければなるまいと考えております。しかしながら、軍隊以外のもの
が、不時の防衛に使用され得ることが絶対はないかという、そうではないのでございま
して、直接防衛を目的としてつくられました軍隊以外におきましても、国家緊急の際に
おきまして、その目的のために使用され得る実力がありといたしましたならば、国が自衛
のためにそれを用いるということは、当然あり得ることを予想しなければならぬことと思
うのでございます。従いまして、かような意味におきまして、直接に防衛を目的とした軍
隊ではありませんが、しかし防衛上必要があれば、警察予備隊の持っておりますところ
の実力が防衛のために利用され得る場合も十分にあり得ると考えます。従いまして、
そういう意味におきましては、警察予備隊は防衛のために利用されることのあり得る力
であるということはいい得るかと思存します。私はこの安全保障条約におきますところの日
本が、漸次に防衛をみずからの責任において行うような措置をとることを期待される。そ
の防衛のためのみずからの措置ということは、かような第一義的な使命にはあらずして

そうした場合に用いられ得るところの力である警察予備隊というものの増強をも含むかどうか、はっきり確かめておりませんが、自衛というものの場合の力として、警察予備隊が働くことは、全然あり得ないとは考えておりません。そういう意味において多少防衛に寄与する力であると考えます。

(鈴木(義)委員)非常にまわりくどく御説明になりましたが、結局簡単に言えば、アメリカの軍隊がだんだんいなくなる。そのときふやして行って、それにかわり得るものということになれば、常識では、もし違った言葉を使うことが必要なら、軍隊にかわり得るものである、こういうことになるだろうと思うのでありますが、そう解してよろしゅうございますか。

(大橋国務大臣)米国の駐留軍を軍隊と言われるのであろうと思われませんが、米国の駐留軍の、日本において担当いたしておりますところの全部に対してかわるといことはあり得ないかもしれませんが、その使命の一部については、かわり得るものたる性質を持つと思えます。

(六)四月二日衆議院外務委員会における植原委員の質問に対する大橋国務大臣の答弁。

ただいま仰せられました警察予備隊は、国内の平和と秩序を維持するためのものでございますが、しかし実際不幸にいたしまして、外国の不法な侵略がありました場合には、一面におきましては、お話の通りわが国といたしまして、その不法な侵略に対しまして正当防衛を行うところの固有の権利は国として持つておると思います。と同時に、警察予備隊の立場から申しまして、この外国の不法な侵略というものは、明らかにその限りにおきまして、国内の平和と秩序を破壊するものでございますから、この平和と秩序の破壊者に対しまして、実力をもって措置することは、本来警察予備隊の使命のうちには、当然一部分として含まれるべきものと考えられるわけでございますから、そういう場合において、当然国としての自衛上の措置、また警察予備隊といたしましてはその使命であります国内の治安を確保するという立場から行動に出ることは、当然あり得ることと考えておるのでございます。

しかしながらそれでは自衛のために軍備をすることがいいか悪いか。これは明らかに外国との交戦を予想し、これを目的とした軍事的組織を国内に準備することは、これは現行の憲法において許されざるところと考えるわけでございます。どの点につきましても、まったく同感に存する次第でございます。

日本労働年鑑 第26集 1954年版

発行 1953年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

****年**月**日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
